

館山市農業委員会総会会議録

1. 開催日時 令和6年5月7日(火) 15時00分～15時50分

2. 開催場所 館山市役所本館2階会議室

3. 出席委員 (9人)

会長	8番	杉田恒雄
会長職務代理者	2番	中村保宏
	1番	尾形玲子
	3番	北見富夫
	4番	山川みき子
	5番	寺田哲雄
	6番	三上英男
	7番	小田喜承示
	9番	山崎日吉

4. 議事録署名委員の指名

5. 議事日程

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第4号 農用地利用集積計画の決定について

報告事項 第1号 農用地利用配分計画の利用権の解除について
報告事項 第2号 農地法第18条第6項の規定による合意解約について
報告事項 第3号 農地利用集積等促進計画の認可について
報告事項 第4号 農地移動適正化あっせんの申出について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	中山 哲也
副主幹・農地係長	山口 徳康
主任主事	杉田 岳彦
主事	和願 玲

7. 会議概要

議長

ただ今から、令和6年第5回館山市農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席委員は9名です。よって総会は成立することを宣言いたします。

なお、館山市農業委員会会議規則第14条の規定により、委員会の会議を公開といたします。

次に館山市農業委員会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員について、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり。)

それでは、5番 寺田委員、6番 三上委員 をお願いします。

なお、第5条申請等に基づき、担当地区における現地調査を実施した農地利用最適化推進委員に、現地調査に基づく意見を述べてもらいます。

これから議事に入りますが、質問等ある農業委員は挙手して議席番号を言ってから簡潔明瞭をお願いします。

なお、携帯電話はマナーモードをお願いします。

はじめに、議事日程第1 議案第1号 「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。

資料の1ページ、整理番号1について審議します。

この案件は井上推進委員に関する案件です。農業委員会法第31条の規定による議事参与の制限に当たりますので、井上推進委員には退席をお願いいたします。

井上委員退席により暫時休憩といたします。

(井上推進委員、退席)

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

それでは、事務局より説明をお願いします。

主任主事

資料の1ページ、整理番号1 所在地は 山本 竹ノ下 311 番 1 外 2 筆、登記地目、現況地目、共に田で合計 4065 m²の売買による所有権移転の案件です。

譲渡人は、市内川名にお住いの 30 歳の方、譲受人は市内山本にお住いの 77 歳の方です。

事由としては、譲渡人は農業をしていないため譲り渡します。

譲受人はこの農地を譲り受け、水稻を栽培し、農業経営規模の拡大を図りたいとのことです。

申請書等に記載の内容が当該基準に適合するかどうか検討した結果を説明します。

まず、第2項第1号関係では、申請書により、取得後、耕作することが見込めますので、該当しません。

次に、第2項第4号関係では、申請書から従事日数は150日を超えており、該当しません。

また、第2項第7号関係では、その利用にあたり、支障となるようなことは認められず、該当しません。

よって、「許可」と判断します。

説明は以上です。

議長

説明が終わりました。

質問、意見等ございますか。

質問、意見等無いようですのでお諮りいたします。

事務局説明のとおり、「許可」と決定してよろしいか、承認を求めます。賛成の農業委員は、挙手を願います。

(挙手全員)

許可とする者全員と認め、「許可」と決定いたします。

井上推進委員、入室により暫時、会議を休憩といたします。

(井上推進委員、着席)

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

つづきまして、議事日程第2 議案第2号「農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について」を議題とします。

資料の2ページ、整理番号1について審議します。
事務局より、説明をお願いします。

主任主事

資料の2ページ、整理番号1、所在地は 那古 東 1214 番 15、登記地目、現況地目、共に田で 562 m²の内 479 m²の案件です。
申請人は市内館山にお住まいの方です。

転用の事由及び施設は、当初（平成7年9月）、専用住宅及び貸家1棟で許可を得たが、資金不足等により現在まで、未実施。現在、勤務先の寮に住込みで働いていること、及び貸家の需要が見込めないことから、専用住宅のみに変更したいとのことです。

農地の区分について説明します。この農地は農用地域内にある農地以外の農地であって、小集団の生産性の低い農地であると認められますので、第2種農地と判断されます。

農地法第5条第2項第6号の許可後、遅滞なく申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、令和6年7月1日に着工し、令和6年11月30日に完了予定となっていますので、該当しないと考えられます。

農地法第5条第2項第3号による必要な資力及び信用の有無については、申請者の残高証明書若しくは融資見込証明書が添付されており、有りとは判断します。

農地法第5条第2項第4号の周辺農地への営農条件への支障については、現地確認した結果、該当なしと判断します。

よって、「許可相当」と判断します。

説明は以上です。

議長

説明が終わりました。

整理番号1については、専用住宅のみに変更するための申請になります。

1番委員、ご意見等ございますか。

1番委員

現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。

議長

該当地区の推進委員、意見等ございますか。

担当推進委員

現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。

担当推進委員

現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。

議長

その他の農業委員で、質問、意見等ございますか。

質問、意見等無いようですので、お諮りいたします。

事務局説明のとおり、「許可相当」と決定してよろしいか、承認を求めます。賛成の農業委員は、挙手を願います。

(挙手全員)

許可相当とする者全員と認め、「許可相当」と決定いたします。

つづきまして、議事日程第3 議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。

資料の3から4ページ、整理番号1から5について審議します。
事務局より、説明をお願いします。

主任主事

資料の3ページ、整理番号1 所在地は 館山 古川 1436 番 外1筆、登記地目、田、現況地目、畑が 426 m²、登記地目、現況地目、共に畑が 145 m²、合計 571 m²の売買による所有権移転の案件です。

申請人は南房総市の法人です。

転用の事由及び施設は、申請人は、近くに事業所とアパートを兼ねたビルを所有しているが、入居者の必要な駐車スペースが確保できず、アパート経営に支障をきたしているため、駐車場を確保したいとのことです。

農地の区分について説明します。この農地は都市計画法の用途区域内にある農地ですので、第3種農地と判断されます。

農地法第5条第2項第6号の許可後、遅滞なく申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、令和6年6月10日に工事着手し、令和6年8月31日に完了予定になっていますので、該当しないと考えられます。

整理番号2 所在地は 東長田 南向原 4 番 2、登記地目、田、現況地目、宅地で 19 m²の売買による所有権移転の案件です。

申請人は市内東長田にお住まいの 75 歳の方です。

転用の事由及び施設は、昭和 47 年より宅地の一部として使用貸借していたが、今回、所有権を移転するため許可を得たいとのことです。

農地の区分について説明します。この農地は農用地区域内にある農地以外の農地であって、小集団の生産性の低い農地であると認められますので、第2種農地と判断されます。

農地法第5条第2項第6号の許可後、遅滞なく申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、現状のまま使用予定ですので、該当しないと考えられます。

整理番号3 所在地は 大網 石田 7 番 3、登記地目、現況地目、共に畑で 175 m²の売買による所有権移転の案件です。

申請人は佐倉市にお住まいの 54 歳の方です。

転用の事由及び施設は、現在、佐倉市の借家に住んでいるが、親の介護や障害のある子たちのため、実家が近い申請地に居を構えたいとのことです。

農地の区分について説明します。この農地は農用地区域内にある農地以外の農地であって、小集団の生産性の低い農地であると認められますので、第2種農地と判断されます。

農地法第5条第2項第6号の許可後、遅滞なく申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、許可後直ちに工事着手し、許可後10ヶ月以内に完了予定になっていますので、該当しないと考えられます。

整理番号4 所在地は 那古 大芝 1430 番 1 外 1 筆、登記地目、現況地目、共に畑で合計 1500 m²の売買による所有権移転の案件です。

申請人は広島市の法人です。

転用の事由及び施設は、再生可能エネルギー事業を行っており、太陽光発電施設を建設し、電力供給と CO2 排出削減に貢献したいとのことです。

農地の区分について説明します。この農地は都市計画法の用途区域にある農地ですので、第3種農地と判断されます。

農地法第5条第2項第6号の許可後、遅滞なく申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、令和6年6月15日に工事着手し、令和6年9月30日に完了予定になっていますので、該当しないと考えられます。

整理番号5 所在地は 佐野 塚 1482 番 1 外 1 筆、登記地目、現況地目、共に田で合計 1334 m²の売買による所有権移転の案件です。

申請人は広島市の法人です。

転用の事由及び施設は、再生可能エネルギー事業を行っており、太陽光発電施設を建設し、電力供給と CO2 排出削減に貢献したいとのことです。

農地の区分について説明します。この農地は農用地区域内にある農地以外の農地であって、小集団の生産性の低い農地であると認められますので、第2種農地と判断されます。

農地法第5条第2項第6号の許可後、遅滞なく申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、令和6年6月15日に工事着手し、令和6年9月30日に完了予定になっていますので、該当しないと考えられます。

以上の案件について、

農地法第5条第2項第3号による必要な資力及び信用の有無については、申請者の残高証明書若しくは融資見込証明書が添付されており、有りと判断します。

農地法第 5 条第 2 項第 4 号の周辺農地への営農条件への支障については、現地確認した結果、該当なしと判断します。

よって、「許可相当」と判断します。

説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。

整理番号 1 については、駐車場を建設するための申請になります。
7 番委員、ご意見等ございますか。

7 番委員

現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。

議 長

該当地区の推進委員、意見等ございますか。

担当推進委員

現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。

議 長

整理番号 2 については、宅地の一部とするための申請になります。
6 番委員、ご意見等ございますか。

6 番委員

現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。

議 長

該当地区の推進委員、意見等ございますか。

担当推進委員

現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。

担当推進委員

現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。

議 長

整理番号 3 については、専用住宅を建設するための申請になります。
2 番委員、ご意見等ございますか。

2 番委員

現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。

議 長

該当地区の推進委員、意見等ございますか。

担当推進委員

現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。

担当推進委員

現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。

議 長

整理番号 4 については、太陽光発電施設を建設するための申請にな

	ります。
	1 番委員、ご意見等ございますか。
1 番委員	現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。
議 長	該当地区の推進委員、意見等ございますか。
担当推進委員	現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。
担当推進委員	現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。
議 長	整理番号 5 については、太陽光発電施設を建設するための申請になります。
	5 番委員、ご意見等ございますか。
5 番委員	現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。
議 長	該当地区の推進委員、意見等ございますか。
担当推進委員	現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。
担当推進委員	現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。
議 長	その他の農業委員で、質問、意見等ございますか。
	質問、意見等無いようですので、一括してお諮りいたします。
	事務局説明のとおり、「許可相当」と決定してよろしいか、承認を求めます。賛成の農業委員は、挙手を願います。
	(挙手全員)
	許可相当とする者全員と認め、「許可相当」と決定いたします。
	つづきまして、議事日程第 4 議案第 4 号「農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。
	資料の 5 ページから 7 ページ、整理番号 1 から 24 について審議します。それでは、事務局より説明をお願いします。
主 事	整理番号 1 所在地は、腰越 北 806 番 2 地目は田で、面積 582 m ² 、使用貸借権の設定です。貸付者は腰越にお住まいの方、借受者も腰越の方です。設定の期間は令和 6 年 6 月 1 日から令和 21 年 5 月 31 日までの 15 年間で、新規設定です。

整理番号 2 所在地は、正木 新田 4578 番 地目は田で、面積 976 m²、賃貸借権の設定で、賃料はコシヒカリ 1 等米 30 kg、10a 当たり 31 kg です。貸付者は正木にお住まいの方、借受者も正木の方です。設定の期間は令和 6 年 6 月 1 日から令和 13 年 5 月 31 日までの 7 年間で、新規設定です。

整理番号 3 所在地は、国分 住吉 569 番 地目は田で、面積 2,386 m²、賃貸借権の設定で、賃料はコシヒカリ 1 等米 90 kg、10a 当たり 38 kg です。貸付者は国分にお住まいの方、借受者は上野原の方です。設定の期間は令和 6 年 6 月 1 日から令和 11 年 5 月 31 日までの 5 年間で、新規設定です。

整理番号 4 所在地は、神余 白子 984 番 1 外 1 筆 地目は田で、面積 1,606 m²、使用貸借権の設定です。貸付者は神余にお住まいの方、借受者は佐野の方です。設定の期間は令和 6 年 6 月 1 日から令和 11 年 5 月 31 日までの 5 年間で、新規設定です。

整理番号 5 所在地は、腰越 西 865 番 地目は畑で、面積 1,420 m²、使用貸借権の設定です。貸付者は腰越にお住まいの方、借受者も腰越の方です。設定の期間は令和 6 年 6 月 1 日から令和 16 年 5 月 31 日までの 10 年間で、新規設定です。

整理番号 6 所在地は、正木 西郷 365 番 地目は田で、面積 2,114 m²、賃貸借権の設定で、賃料は 1 等米 60 kg、10a 当たり 28 kg です。貸付者は那古にお住まいの方、借受者は大戸の法人です。設定の期間は令和 6 年 6 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの 10 か月間で、新規設定です。

整理番号 7 所在地は、犬石 清水 206 番 1 地目は田で、面積 518 m²、賃貸借権の設定で、賃料は 12,000 円、10a 当たり 23,166 円です。貸付者は犬石にお住まいの方、借受者は市川市の法人です。設定の期間は令和 6 年 6 月 1 日から令和 11 年 5 月 31 日までの 5 年間で、新規設定です。

整理番号 8 所在地は、腰越 北 803 番 1 外 1 筆 地目は田で、合計面積 616 m²、使用貸借権の設定です。貸付者は腰越にお住まいの方、借受者も腰越の方です。設定の期間は令和 6 年 6 月 1 日から令和 21 年 5 月 31 日までの 15 年間で、再設定です。

整理番号 9 所在地は、広瀬 杉の間 1482 番 1 地目は田で、合計面積 2,893 m²、賃貸借権の設定で、賃料は 15,000 円、10a 当たり 5,185 円です。貸付者は広瀬にお住まいの方、借受者は江田の方です。設定

の期間は令和6年6月1日から令和11年5月31日までの5年間で、再設定です。

整理番号 10 所在地は、腰越 北 803 番 3 地目は田で、面積 122 m²、使用貸借権の設定です。貸付者は腰越にお住まいの方、借受者も腰越の方です。設定の期間は令和6年6月1日から令和21年5月31日までの15年間で、再設定です。

整理番号 11 所在地は、大井 増山 1825 番 1 外 4 筆 地目は田・畑で、合計面積 3,445 m²、使用貸借権の設定です。貸付者は習志野市にお住まいの方、借受者は竹原の方です。設定の期間は令和6年6月1日から令和11年5月31日までの5年間で、再設定です。

整理番号 12 所在地は、那古 辻ノ前 1739 番 1 外 2 筆 地目は田で、合計面積 3,463 m²、賃貸借権の設定で、賃料はコシヒカリ 1 等米 120 kg、10a 当たり 35 kg です。貸付者は那古にお住まいの方、借受者は正木の方です。設定の期間は令和6年6月1日から令和10年11月30日までの4年6か月間で、再設定です。

整理番号 13 所在地は、上野原 天神 443 番 地目は田で、面積 1,990 m²、賃貸借権の設定で、賃料はコシヒカリ 60 kg、10a 当たり 30 kg です。貸付者は上野原にお住まいの方、借受者も上野原の方です。設定の期間は令和6年6月1日から令和11年5月31日までの5年間で、再設定です。

整理番号 14 所在地は、正木 反町 1497 番 地目は田で、面積 3,145 m²、賃貸借権の設定で、賃料は米 90 kg、10a 当たり 29 kg です。貸付者は正木にお住まいの方、借受者も正木の方です。設定の期間は令和6年6月1日から令和11年5月31日までの5年間で、再設定です。

整理番号 15 所在地は、正木 新田 4524 番 地目は田で、面積 2,969 m²、賃貸借権の設定で、賃料は米 90 kg、10a 当たり 30 kg です。貸付者は正木にお住まいの方、借受者も正木の方です。設定の期間は令和6年6月1日から令和11年5月31日までの5年間で、再設定です。

ここからは中間管理事業による三者一括方式での利用権設定となります。

整理番号 16 所在地は、国分 住吉 560 番 1 外 1 筆 地目は田で、合計面積 2,990 m²、賃貸借権の設定で、賃料はコシヒカリ 1 等米 90 kg相当額、10a 当たり 30 kg相当額です。出し手は上野原にお住まいの方、受け手は高井の方です。設定の期間は令和6年6月1日から令

和 16 年 5 月 31 日までの 10 年間で、新規設定です。

整理番号 17 所在地は、高井 尾安 1676 番 外 1 筆 地目は田で、合計面積 4,692 m²、賃貸借権の設定で、賃料はにじのきらめき 141 kg、10a 当たり 30 kg です。出し手は上野原にお住まいの方、受け手は高井の方です。設定の期間は令和 6 年 6 月 1 日から令和 16 年 5 月 31 日までの 10 年間で、新規設定です。

整理番号 18 所在地は、高井 仁井 1524 番 外 1 筆 地目は田で、合計面積 3,372 m²、賃貸借権の設定で、賃料はにじのきらめき 101.4 kg、10a 当たり 30 kg です。出し手は高井にお住まいの方、受け手も高井の方です。設定の期間は令和 6 年 6 月 1 日から令和 11 年 5 月 31 日までの 5 年間で、新規設定です。

整理番号 19 所在地は、安布里 増野谷 753 番 地目は田で、面積 2,986 m²、賃貸借権の設定で、賃料はコシヒカリ 1 等米 89.4 kg、10a 当たり 30 kg です。出し手は国分にお住まいの方、受け手は上野原の方です。設定の期間は令和 6 年 6 月 1 日から令和 11 年 5 月 31 日までの 5 年間で、新規設定です。

整理番号 20 所在地は、高井 青木 1742 番 地目は田で、面積 2,466 m²、賃貸借権の設定で、賃料はコシヒカリ 1 等米 73.8 kg、10a 当たり 30 kg です。出し手は東京都新宿区にお住まいの方、受け手は広瀬の方です。設定の期間は令和 6 年 6 月 1 日から令和 11 年 5 月 31 日までの 5 年間で、新規設定です。

整理番号 21 所在地は、稲 壱町田 285 番 地目は田で、面積 800 m²、賃貸借権の設定で、賃料は 4,000 円、10a 当たり 5,000 円です。出し手は神奈川県横浜市にお住まいの方、受け手は江田の方です。設定の期間は令和 6 年 6 月 1 日から令和 16 年 5 月 31 日までの 10 年間で、新規設定です。

整理番号 22 所在地は、作名 横枕 647 番 地目は田で、面積 1,024 m²、使用貸借権の設定です。出し手は北条にお住まいの方、受け手は作名の方です。設定の期間は令和 6 年 6 月 1 日から令和 11 年 5 月 31 日までの 5 年間で、新規設定です。

整理番号 23 所在地は、正木 道免 841 番 外 1 筆 地目は田で、合計面積 5,093 m²、賃貸借権の設定で、賃料は 15,279 円、10a 当たり 3,000 円です。出し手は正木にお住まいの方、受け手は南房総市の法人です。設定の期間は令和 6 年 6 月 1 日から令和 11 年 5 月 31 日までの 5 年間で、新規設定です。

整理番号 24 所在地は、山萩 八反原 75 番 外 3 筆 地目は田で、合計面積 1,334 m²、賃貸借権の設定で、賃料は 5,000 円、10a 当たり 3,748 円です。出し手は山萩にお住まいの方、受け手は作名の方です。設定の期間は令和 6 年 6 月 1 日から令和 16 年 5 月 31 日までの 10 年間で、新規設定です。

以上、合計 24 案件、農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律 附則第 5 条第 1 項の規定に基づき、施行後 2 年間の経過措置を適用し、改正前の法第 18 条第 3 項の各要件については、満たしていると考えます。説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。質問、意見等ございますか。

質問等無いようですので、一括してお諮りいたします。

事務局説明のとおり、計画どおり決定してよろしいか、承認を求めます。賛成の農業委員は、挙手を願います。

(挙手全員)

計画どおり決定とする者全員と認め、農用地利用集積計画を「承認」いたします。

つづきまして、報告事項第 1 号「農用地利用配分計画の利用権解除について」を報告します。

資料の 8 ページ、整理番号 1 について、事務局より説明をお願いします。

主 事

まず、「農用地利用配分計画」は、「農地中間管理事業」による三者での利用権設定において、実際の耕作者となる受け手を定めた計画のことです。

「利用権解除」は、出し手と中間管理機構の設定はそのまま、受け手のみ解約するものです。

では、案件の説明に入ります。

整理番号 1 所在地は、西長田 岡木 1264 番 外 4 筆 地目は田で、合計面積 10,925 m²について、合意解約が成立、解約理由は、受け手の所有している大型農機具で耕作するのに不向きだったためです。

説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。何か不明な点がありますか。

主 事

無いようですので、第1号の報告を終わります。

つづきまして、報告事項第2号、「農地法第18条第6項の規定による合意解約について」を報告します。

資料の9ページから11ページ、整理番号1から5について、事務局より説明をお願いします。

整理番号1 所在地は、高井 上畑作1787番 地目は田で、面積2,703㎡、解除理由は、他者に貸すためです。

整理番号2 所在地は、西長田 両木1264番 地目は田で、面積3,548㎡、解約理由は、受け手が解約し、他の人と利用権設定を行うためです。

整理番号3 所在地は、洲宮 上浜田346番 外16筆 地目は田で、合計面積8,800㎡、解約理由は、他者に貸すためです。

整理番号4 正木 西郷330番1 外2筆 地目は田で、合計面積4,674㎡、解約理由は、売却するためです。

整理番号5 所在地は、正木 白沼1030番2 外2筆 地目は田で、合計面積5,542㎡、解約理由は、売却するためです。

説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。何か不明な点がありますか。

無いようですので、第2号の報告を終わります。

つづきまして、報告事項第3号「農用地利用集積等促進計画の認可について」を報告します。

資料の12ページから13ページ、整理番号1から11について、事務局より説明をお願いします。

主 事

今回の案件は、市から農業委員会に意見照会のあった促進計画案について、事務局で農家要件等を確認し、「計画案に対する意見なし」として回答したことを、2月の総会で皆様にご報告した案件です。令和5年3月27日付で、県知事から正式に認可がおりたと通知がありましたので、ご報告します。

各案件の説明については、時間の都合により割愛させていただきます。

議 長

説明は以上です。

説明が終わりました。何か不明な点がありますか。

無いようですので、第3号の報告を終わります。

つづきまして、報告事項第4号「農地移動適正化あっせんの申出について」を報告します。

資料の14ページ、整理番号1について、事務局より説明をお願いします。

主任主事

資料の14ページ、整理番号1 所在地は 竹原 一長田 3334 番、登記地目、現況地目、田で面積は 1094 m²です。

申出者は横浜市にお住まいの方です。

申出理由は、遠方に住んでおり、維持管理が困難なため処分したいとのことです。

説明は以上です。

議 長

説明のとおり、あっせんの申し出がありましたので、あっせん委員を2名指名します。

あっせん委員については、担当地区の農地利用最適化推進委員2名をお願いすることになっておりますので、九重地区ですので、小倉推進委員と神作推進委員をお願いします。

何か、不明な点がありますか。

無いようですので、第4号の報告を終わります。

以上で、第5回 館山市農業委員会総会を閉会いたします。
皆様、ご苦労様でした。

閉 会

15 時 50 分

農業委員会等に関する法律第27条の規定により署名する。

館山市農業委員会会長

杉田 恒雄

館山市農業委員会委員

寺 田 哲 雄

館山市農業委員会委員

三 上 英 男